


所管部課	総務部 防災安全課	部長	北田 和雄	
件名	平成27年度東大和市自主防災組織等自動体外式除細動器の貸与に関する要綱について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	平成25年度東大和市自主防災組織等自動体外式除細動器の貸与に関する要綱		
	部課機関			
1 要旨				
<p>「東大和市自主防災組織自動体外式除細動器の貸与に関する要綱」を平成21年度から平成25年度まで単年度要綱として制定し、自動体外式除細動器（以下、AEDという。）の貸与事業を実施してきた。</p> <p>貸与団体から、消耗品の費用負担が困難であること及び今後も継続してAEDを配備したいという要望が多く、また、市としてもその重要性を認識しているところである。</p> <p>このため、貸与団体に費用負担のないリース契約に切り替え、新たにAED貸与事業を開始し、地域防災力の強化の維持と貸与団体による自主防災活動の拡充を図るため、単年度要綱を制定するものである。</p>				
<p>(1) 事業内容 市でリース契約したAEDを自主防災組織等に貸与し、自主防災活動の活性化を図る。</p> <p>(2) 主な改正点 AEDの消耗品交換等の保守管理を含むリース契約への切り替え。</p> <p>(3) 貸与対象 平成21年度以降に市からAEDの貸与を受けている自主防災組織等12団体。</p> <p>(4) 影響及び効果 今後も継続して自主防災組織にAEDを貸与し、防災力の強化及び活動の支援を図ることができる。</p>				
2 経過（現時点に至るまでの経過）				
<p>(1) 「平成21年度東大和市自主防災組織自動体外式除細動器の貸与に関する要綱」に基づき、自主防災組織等12団体13台分のAED貸与事業を開始。</p> <p>(2) 上記要綱では、バッテリーやパッド等の消耗品は貸与団体によって交換することとしてきたが、多数の団体から費用負担が困難である旨の声が寄せられた。 また、AEDの耐用年数の期限が近づいており、今後も継続してAEDを配備したいという要望が多く寄せられた。</p> <p>(3) AEDをリース契約に切り替え、既存の貸与団体へ新たに貸与をする事業について、平成27年第3回定例会での補正予算において予算措置済。</p> <p>(4) 文書課協議済。</p>				
3 留意事項（問題点等）				
AEDをリース契約により貸与するため、貸与団体へ管理を徹底させる必要がある。				
4 主管部処理案（検討結果等）				
庁議報告後、速やかに事務を進めたい。				
5 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。